また、その検討の目安として、津波による浸水深と被害の関係について、各種の研究機関や行政機関等による調査・分析が行われており、これらの結果が参考になる。なお、同じ浸水深であっても、津波の到達時間・流速、土地利用の状況、漂流物の存在等によって人的災害や建物被害の発生の程度が異なりうることから、地域の実情や住民等の特性を踏まえるよう努める必要がある。

特別警戒区域の指定に当たっては、制限の対象となる用途等と関連する都市・建築、福祉・医療、教育、防災等の関係部局、市町村や関係者が緊密な連携を図って連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。

4　警戒区域及び特別警戒区域の指定後の対応

警戒区域及び特別警戒区域を指定するときは、その旨や指定の区域等を公示することとなるが、津波ハザードマップに記載するなど様々なツールを活用して住民等に対する周知に万全を期するよう努めるものとする。

また、地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域又は特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

○国土交通省告示第五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1021	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ－ＶＶ	吸入負圧：4.3kPa　排気圧力：25.0kPa	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－536	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＫＤＮ－４ＴＮＶ98Ｔ－ＺＸ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：9.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号

○国土交通省告示第五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2348	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－ＮＨＰＺＦＸＥ２　10	トヨタ　ＤＡＡ－ＮＨＰＺＦＸＥ２	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1022	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＷＤＲ－Ｃ6.6	吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：35.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：19.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：21.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：22.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：23.1kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：24.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：26.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：31.8kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2347	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＺＭ16ＡＥ２	スズキ　ＣＢＡ－ＺＣ32Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2349	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－３Ｇ839ＥＢＤ	三菱　ＥＢＤ－Ｕ61Ｖ、三菱　ＥＢＤ－Ｕ62Ｖ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十三年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年１月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）（当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｎ－1205	騒音防止装置　三菱　Ｈ10－６Ｍ60ＭＫ３	三菱　ＳＫＧ－ＭＫ＊＊Ｆ＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12